

「ガス安全高度化計画2030」の 取組状況について

2026年3月9日

経済産業省産業保安・安全グループ

ガス安全室

1. ガス安全高度化計画2030について

ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に公表した。

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が、各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 製造段階の対策

- 高経年設備対応
- ・ 継続的な検査の着実な実施
- 特定製造所の供給支障対策
- ・ 作業ミス低減のための教育・訓練

2. 供給段階の対策

- 他工事事事故対策
- ・ 他省庁とも連携した啓発活動の強化
- 自社工事事事故対策
- ・ 作業ミス低減のための教育・訓練
- ガス工作物の経年化対応
- ・ 経年管対策の着実な推進

3. 消費段階の対策

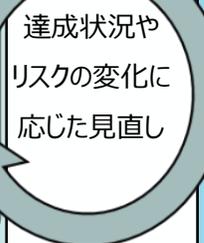
- 機器・設備対策
- ・ 安全型機器等の更なる普及拡大
- ・ 業務用機器等の安全性向上
- 周知・啓発
- ・ 非安全型機器等の取替のすすめ
- ・ 換気励行のお願い
- ・ 業務用機器等のメンテナンスのお願い
- ・ 関係事業者への周知・啓発
- その他
- ・ 自主保安の取組公表促進

4. 災害対策

- 地震対策
- ・ 設備対策、緊急対策、復旧対策の着実な実行
- ・ 教育・訓練の継続による不測の事態への対応能力の向上
- 台風・豪雨対策
- ・ 迅速な被害情報の把握
- 災害・事故対策
- ・ 臨時製造訓練の実施

5. その他

- 保安人材育成
- スマート保安の活用
- 監視・制御システムのセキュリティ対策
- 水素インフラへの動向把握



安全高度化指標

2030年時点
〔件/年〕

全体	死亡事故	0~1件未満
	人身事故	20件未満
消費段階	死亡事故	0~0.5件未満
	人身事故	CO中毒 5件未満 CO中毒以外 10件未満
供給段階	死亡事故	0~0.2件未満
	人身事故	5件未満
製造段階	死亡事故	0~0.2件未満
	人身事故	0.5件未満

基本的方向

- ①各段階における対策の推進継続
- ②各主体の連携の維持・向上
- ③保安人材の育成
- ④需要家に対する安全教育・啓発

2. ガス安全高度化計画2030のフォローアップについて

ガス安全高度化計画2030においては、そのフォローアップについて、以下のとおり記載。

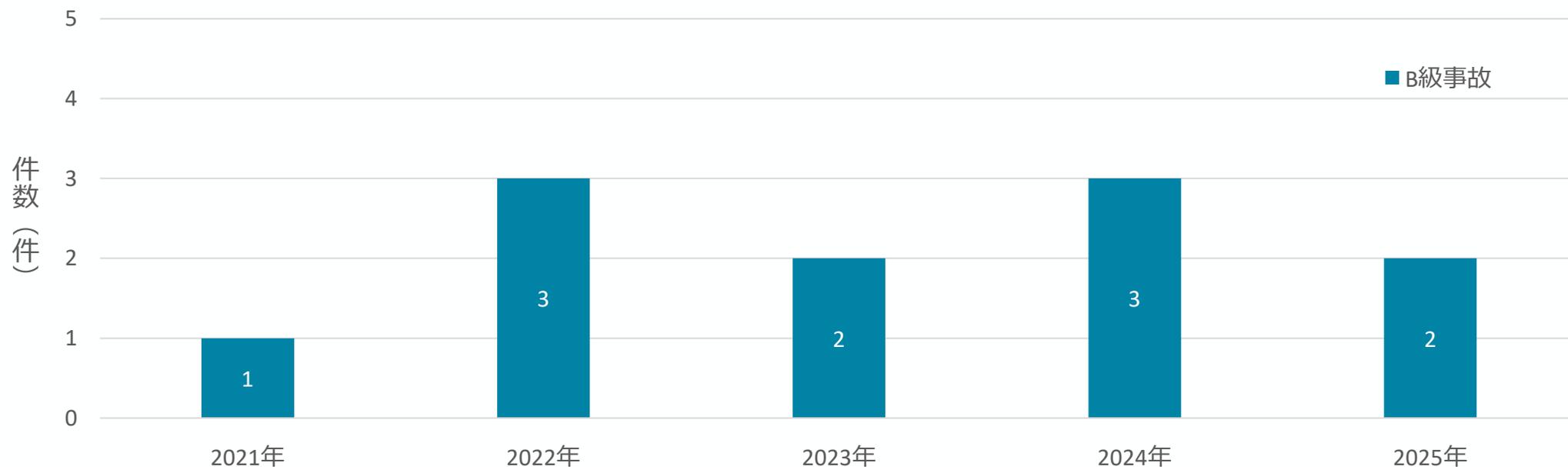
- 毎年度、ガス安全小委員会において、安全高度化指標の達成状況を評価する。
- 必要に応じて実行計画の内容を見直す。
 - ・単年で評価する場合、数件の事故件数の増減で評価が左右されることから、過去5年の平均をとるなど複数年の推移も勘案しつつ総合的に判断する。
 - ・リスクの変化に対応して、重点的に取り組む対策項目も見直す。
- 大規模震災等が発生した場合や特に重大な事故や災害等に対しては、個別の専門対策委員会で検討を行い、その結果を踏まえて計画を変更する。
- 目標年次である2030年に、計画の全面的な検証と評価を行う。

目標期間内における対策状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応につなげるため、5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討する。（2026年に実施予定）
- スマート保安の取組については、スマート保安官民協議会の下、設置されたガス安全部会において随時対応していく。

3. (1) ガス事業法における重大事故について

ガス事業法における重大事故（B級以上）は、過去5年間で11件発生。

※A級事故は発生無し。



<備考>

・ **A級事故**（産業保安事故対応マニュアル（令和7年11月）より）

【供給支障関連】①時間断面で50万戸以上の供給支障、②東京23区内のみで時間断面で25万戸以上の供給支障

【人身事故その他関連】①死者5名以上のもの、②死者及び重傷者が合計して10名以上であって①以外のもの、③死者及び負傷者が合計して30名以上であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊・倒壊・滅失等の甚大な物的被害が生じたもの、⑤大規模な火災等が進行中であって大きな災害に発展するおそれがあるもの

※2020年6月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロに起因するもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（*1）と認められるもの」等も要件。（*1）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。

・ **B級事故**（産業保安事故対応マニュアル（令和7年11月）より）

【供給支障関連】①時間断面で5000戸以上の供給支障

【人身事故その他関連】①死者1名以上4名以下のもの、②重傷者2名以上9名以下であって①以外のもの、③負傷者6名以上29名以下であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害が生じたもの

※2020年6月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（*2）と認められるもの」も要件。（*2）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュース含む）等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

* 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

注）2025年の2件のうち1件は、本ガス安全小委員会の議題2にて報告。

3. (2) 2025年に発生したB級事故について

2025年7月10日 東京都八王子市の一般集合住宅における火災による死亡事故（死亡1名）

一般集合住宅において火災が発生し、出火元居住者1名が死亡及び当該建物内の一部屋が焼損した。ガス事業者にて現場検証を行ったところ、灯内内管コンロ系統10mm金属フレキ管接続部からの微小な漏えいを確認した。**消防からは漏えいしたガスに引火し火災になった可能性ありの見解を得たものの、漏えいの原因は特定されなかった。**

なお、事故時の現場状況としては、ガス栓はコンロから脱落しており、ガスメーターにガス栓半開程度のガス量が流れていた記録が残っていたことから、金属フレキ管接続部の微小な漏えいではなく、**人為的にコンロとガス栓を外した際にガス栓が半開となり漏出したガスに引火し火災に至った可能性が高い。**（ガス事業者による推定）。

上記を受け、ガス機器の使用にあたっての注意喚起（ニュースリリース）を実施

[都市ガス] 東京都内で火災事故（死亡1名）が発生しました

2025年7月14日

▶安全・安心

7月10日（木曜日）に、東京都内で火災事故（死亡1名）が発生しました。ガス機器の使用にあたっての注意事項を改めてお知らせします。

1. 事故の概要

7月10日（木曜日）に、東京都内で火災事故（死亡1名）が発生しました。これを受け、ガス事業法第171条第1項及びガス関係報告規則第4条に基づき、7月11日（金曜日）に東京電力エナジーパートナー株式会社（法人番号：8010001166930）及び東京ガスネットワーク株式会社（法人番号：1010401159334）から経済産業省に事故の報告がありました。詳しい事故の状況は以下のとおりです。なお、本件は7月11日（金曜日）に事業者が現場検証を行った結果、ガス漏れに伴い発生した事故であることが判別されるため、本日プレスリリースを行うものです。

事故発生日時：2025年7月10日（木曜日）午前6時29分頃
事故発生場所：東京都八王子市
人的被害：死亡1名
物的被害：有り（室内焼損）
事故概要：一般集合住宅で消費者1名が死亡する火災事故が発生しました。事業者の報告によれば、消費者がガス栓付近で何らかの作業をしており、漏洩していたガスに引火し火災になった可能性があるとのことですが、現時点では原因の特定には至っておりません。詳細については、現在、事業者が調査を進めています。

供給事業者：東京電力エナジーパートナー株式会社（ガス小売事業者）、東京ガスネットワーク株式会社（一般ガス零售事業者）
ガス種：13A
機器分類：調査中

2. ガス機器の使用にあたって注意すること

- ガスの臭いを感じたら、直ちにガス事業者へ連絡してください。
 - 使用中の火気は全部消してください。
 - 火気は絶対に使用しないでください。
 - 着火源となる換気扇、電灯等のスイッチに絶対手を触れないでください。
 - 窓や戸を大きく開けてください。
 - ガス栓やメーターガス栓を開けてください。
- ガス漏れの発生を素早く認知するには、ガス警報器の設置が効果的です。なお、ガス警報器は、常に電源コンセントに接続しておいてください。
- ガス機器を使用した際に、異常を感じた場合は、直ちに使用を中止し、速やかにガス事業者へ連絡してください。
- 当省 [ホームページ](#) にガス事故防止のための様々なパンフレット等を掲載しています。是非御覧ください。

経済産業省HP (<https://www.meti.go.jp/press/2025/07/20250714002/20250714002.html>)

3. (3) 安全高度化指標との比較

2025年の事故発生状況と指標との比較は、以下のとおり。

		安全高度化指標 〔2030年時点/年〕	2025年 事故発生状況	安全高度化計画2030実施期間中における事故発生状況 (2021～2025年の5年の事故件数平均)	安全高度化指標 との比較
全体	死亡事故	0～1件未満	1件	1件	指標に近づきつつある
	人身事故	20件未満	24件	19.4件	指標を下回る
消費段階	死亡事故	0～0.5件未満	0件	0.4件	指標を下回る
	人身事故	排ガスCO中毒事故 5件未満	排ガスCO中毒事故 7件	3.4件	指標を下回る
		排ガスCO中毒事故以外 10件未満	排ガスCO中毒事故以外 4件	6.6件	指標を下回る
供給段階	死亡事故	0～0.2件未満	1件	0.6件	やや指標と開きあり
	人身事故	5件未満	12件	9.2件	やや指標と開きあり
製造段階	死亡事故	0～0.2件未満	0件	0件	指標を下回る
	人身事故	0.5件未満	1件	0.2件	指標を下回る

注1：人身事故は、ガス事故のうち負傷者・中毒者を出した事故をいい、本計画内では死亡事故は除く。

注2：数値は事故の発生を許容するものではない。

注3：本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

4. 安全高度化目標の達成に向けた実行計画（アクションプラン）

1. 製造段階のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
■ 設備対策		
○高経年設備対応	・規定に沿った検査を実施することにより引き続き対応を実施	事業者、製造者
■ 保安教育		
○特定製造所での供給支障対策	・作業ミス低減のための教育・訓練	事業者

2. 供給段階のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
■ 他工事事故対策		
○共通対策	・他工事事故対策等に係る他省庁との連携 ・他省庁と連携した啓発活動の強化（法令に基づく届出等を通じた啓発活動）【新規】 ・ガス管照会サイトによる事前照会の促進【新規】 ・新たな人身事故事例にもとづく、より効果的な取組みの検討【新規】 ・他インフラ事業者等との連携【スマート保安】	国 国、事業者 事業者 事業者 国、事業者
○需要家敷地内対策	・動画等のツールを活用した他工事事業者、建物管理者等への周知活動の拡大	事業者
○道路対策	・動画等の周知ツールを活用した作業員レベルへの周知・教育の徹底 ・防護協定の締結	事業者 事業者
■ 自社工事事故対策		
○自社工事事故対策	・自社工事に係る教育の徹底 ・ノウハウ集等の作成による自社工事に係るベストプラクティスの共有 ・着火リスクを考慮した動画等による作業教育の徹底【新規】 ・人身事故防止のための遵守事項徹底状況の確認【新規】 ・事故防止支援ツールの体系的な整理と有効なツールの活用・定着【新規】 ・新たな人身事故事例にもとづく、より効果的な取組みの検討【新規】	事業者 事業者 事業者 事業者 事業者 事業者
■ 経年管対策		
○本支管対策	・（要対策ねずみ铸铁管）個別事情により残存する路線に対し、優先順位付けに基づいた対策計画を策定し、対策を推進 ・（維持管理ねずみ铸铁管）対策実施に係る優先順位付けを行い、2025年度までに完了する計画で対策を進める ・（腐食劣化対策管）「本支管維持管理対策ガイドライン」に基づく優先順位付けを行い、維持管理対策を推進 ・技術開発成果の活用 ・他省庁と連携した、工事進捗向上に資する規制の合理化	事業者 事業者 事業者 事業者 国、事業者

4. 安全高度化目標の達成に向けた実行計画（アクションプラン）

2. 供給段階のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
■ 経年管対策		
○ 灯外内管対策	<ul style="list-style-type: none"> ・（保安上重要な建物）「供内管腐食対策ガイドライン」の活用等による対策の推進 ・（保安上重要な建物以外）業務機会を捉えた周知等による対策の推進 ・技術開発成果の活用 	事業者 事業者 事業者

3. 消費段階のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
■ 機器・設備対策		
○ 安全型機器・設備の更なる普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・安全型ガス機器（S i センサー・コンロ等）の普及 ・安全性の高いガス栓・接続具の普及 ・警報器の普及 ・高齢化社会への対応を含めた全需要家に対する安全技術の追求の検討【新規】【スマート保安】 	事業者、製造者、需要家 事業者、製造者、需要家 事業者、製造者、需要家 国、事業者、製造者、需要家
○ 業務用機器・設備の安全性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・CO中毒事故を防止するガス厨房安全システムの高度化検討 ・業務用レンジ（オープン部）への立ち消え安全装置搭載普及促進検討【新規】 ・立ち消え安全装置搭載業務用厨房機器の普及 	国、事業者、製造者、需要家 国、事業者、製造者、需要家 事業者、製造者、需要家
■ 周知・啓発		
○ 家庭用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・非安全型機器・経年設備の取替のすすめ ・機器使用時の換気励行のお願い 	国、事業者 国、事業者
○ 業務用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・消費機器・給排気設備のメンテナンスのお願い ・換気の励行のお願い ・警報器の設置のすすめ、警報器作動時の対応 	国、事業者 国、事業者 国、事業者
○ 関係事業者の安全意識向上のための周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・（主に給排気設備の）設備設計・工事に関する指導 ・（建物塗装養生時等の）注意事項に関する周知・啓発 	国 国、事業者
■ その他		
○ 自主保安の取り組み公表促進	<ul style="list-style-type: none"> ・小売事業者の自主保安の取り組み公表【新規】 	国、事業者

4. 安全高度化目標の達成に向けた実行計画（アクションプラン）

4. 災害対策のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
■地震対策		
○設備対策	・低圧本支管の耐震性向上 ・他省庁と連携した、耐震化工事進捗 向上に資する規制 の合理化の検討	事業者 国、事業者
○緊急対策	・地震時緊急対応システムの更新と訓練の実施 ・新たな緊急停止基準の確実な運用 ・マイコンメーター感震遮断の適正化に資する技術検討	国、事業者 事業者 事業者
○復旧対策	・津波対策として、製造所作業員の安全を確保するため、これまでの避難訓練や保安教育を継続 ・事業者間の連携強化と迅速な復旧見直し検討に向けた演習の実施 ・復旧関連システムの更新と訓練の実施 ・情報発信訓練の実施 ・復旧作業の合理化検討	事業者 事業者 事業者 国、事業者
○共通	・防災訓練の実施 ・新たな知見の収集と対策への反映	事業者 国、事業者
■台風・豪雨対策		
○台風・豪雨対策	・情報連絡訓練を通じた台風・豪雨対応力の強化 ・ハザードマップ活用によるガス工作物の所在の再確認、把握	事業者 事業者
■災害・事故対策		
○災害・事故対策	・臨時製造訓練の実施	事業者

5. 共通項目のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
○保安人材の育成	・保安を担う国家資格制度の維持・改善 ・国家資格を基盤とした、全段階における、人材 育成の維持・改善	国 事業者
○需要家に対する安全教育・啓発	・ガスの取り扱いや換気の必要性等に関する基本情報の継続発信	国、事業者
○事故情報の活用・公開	・事故分析の高度化に向けた改善 ・情報公開・提供の仕組みに関する絶えざる改善	国、事業者 国、事業者
○水素インフラの動向把握	・水素インフラの今後の動向の把握	国、事業者
○サイバーセキュリティ対策	・製造・供給に係る監視・制御系システムのサイバーセキュリティ教育・訓練の実施 ・新たな監視・制御系システム導入に伴うサイバーセキュリティリスク等への対応	事業者 事業者
○スマート保安の活用	・スマート保安官民協議会で定めたスマート保安アクションプランの推進【スマート保安】	国、事業者、関係者等

4. (1) 消費段階のアクションプランー周知・啓発①ー

ガス安全高度化計画2030

実行計画の主な取組状況

家庭用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発

非安全型機器・経年設備の取替のすすめ

機器使用時の換気励行のお願い

共通対策

情報公開・提供の仕組みに関する絶えざる改善

非安全型機器の撲滅に向け、利用者に理解と協力を求める広報、注意喚起を実施。

<国による広報、注意喚起の例>

<事業者による広報・周知による注意喚起の例>

ガス事業者は、各種業務機会を通じて、国の広報事業パンフレットや以下のような業界標準のパンフレット等を活用し、安全型機器への取替え促進を図っている。

(参考) 保安広報の促進—民間・政府機関との連携強化—

1 ウェブサイトを活用した周知活動・注意喚起の実施

○内閣府政府広報オンライン（暮らしに役立つ情報）①（継続）

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201412/2.html>

- ・テーマ：ガスを安全に使おう！日頃の点検やお手入れを大切に！
- ・内容：1.ガス臭いときは？、2.ガスを安全に使うには？
3.地震が起きたときはガスはどうする？
4.古くなったガス管は早めに取り換えを！
といった4つのポイントを中心に、正しい使い方や安全対策を掲載。

○内閣府政府広報オンライン（暮らしに役立つ情報）②（継続）

<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg22366.html>

- ・テーマ：被災したときに最初にする事 ～ガスの復帰（都市ガスの場合）～
- ・内容：「被災したときに最初にする事」において、ガスを復旧させるときの注意点を動画で紹介。

○経済産業省ウェブサイト（ガス安全ポータルサイト）（継続）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikoto_bademinaoshitai/index.html

- ・ガスを安全に利用していただくために知っておいていただきたいことや、各種情報をまとめたサイトを運営。ふりがな付き子ども向けキッズページも掲載。

あしたの暮らしをわかりやすく
政府広報オンライン

ガスを安全に使おう！
日頃の点検やお手入れを大切に！



私たちが毎日の暮らしに欠かせないのがガスです。でも、一歩間違うと、一瞬の間に家中で火災といった大事故につながる事もあります。日頃正しく使った経験がある方もいるでしょう。日頃のチェックでガス事故を未然に防ぎ、ガスを安全・快適に使うための、正しい使い方を安全対策を知っておきましょう。

目次

- 1 ガス臭いときは？
- 2 ガスを安全に使うには？
- 3 地震が起きたときはガスはどうする？
- 4 古くなったガス管は早めに取り換えを！

2 食品衛生責任者向け周知

○厚生労働省・（公社）日本食品衛生協会協力の下、飲食店・食品製造業における食品衛生責任者に対し、ガスの安全使用に係る周知広報を実施。（経済産業省、日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会、全国LPガス協会）

・講習会におけるチラシの配布
総配布枚数：約2.1万枚（2025年3月末時点）

4. (1) 消費段階のアクションプランー周知・啓発②ー

ガス安全高度化計画2030

実行計画の主な状況

業務用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発

消費機器・給排気設備のメンテナンスのお願い

換気の励行のお願い

警報器の設置のすすめ、警報器作動時の対応

関係事業者の安全意識向上のための周知・啓発

(主に給排気設備の) 設備設計・工事に関する指導

(建物塗装養生時等の) 注意事項に関する周知・啓発

関係省庁との連携を強化し、業務用需要家や関係事業者による事故削減の取組を促進

＜国による広報、注意喚起の例＞



＜関係省庁との連携事例＞

- CO中毒事故防止の協力要請
 - ・消防庁、厚労省、農水省等5省庁
 - ・CO中毒事故連絡会議の開催
 - ・CO中毒事故の発生状況等情報共有
- 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞によるCO中毒事故等防止についての協力依頼
 - ・国交省、厚労省
 - ・養生シートの取扱いの注意喚起

都市ガス警報器の普及率割合

2023年度末	2024年度末
34.0%	33.9%

総取付数／屋内にガス機器を所有するお客さま調定戸数
(屋内外を判定できない場合は分母を「ガス使用中のお客さま件数」とした)
※出典：日本ガス協会調査

業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議の開催、関係省庁等への要請

- 2025年9月9日、第16回業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、CO中毒事故動向、普及啓発活動等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、関係省庁及び関係団体に対し、食品工場及び業務用厨房施設における事故防止に係る協力要請を実施。

【業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議（CO中毒事故連絡会議）】

業務用厨房施設等における一酸化炭素（CO）中毒により、消費者、労働者が被災する事故が発生している状況を踏まえ、危害防止に資する事故情報や行政の取組事例等の情報交換を目的として、関係省庁による会議を設置。2010年4月に第1回を開催。

【参加省庁】

- 内閣府 消費者庁 消費者安全課
- 総務省 消防庁 予防課
- 文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課
- 厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課
- 医政局 医療経営支援課医療独立行政法人支援室、地域医療計画課医療関連サービス室
- 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
- 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課
- 国土交通省 観光庁 観光産業課
- 経済産業省 製造産業局 産業機械課、生活製品課、商務・サービスグループ 消費・流通政策課
- 産業保安・安全グループ 製品安全課、高圧ガス保安室、ガス安全室

4. (1) 消費段階のアクションプランーその他ー

ガス安全高度化計画2030

自主保安の取り組み公表促進

小売事業者の自主保安の取組公表

実行計画の主な状況

ガス小売事業者の自主保安の取組状況の公表

- ・2020年9月から、保安管理体制、保安業務、需要家への安全教育・啓発などのガス小売事業者が取り組むべき項目を経済産業省ウェブサイトに掲載。
- ・ガス小売事業者に対し、随時ウェブサイトの整備もしくはフォーマットに沿った情報の提供を呼びかけ、情報提供のあった事業者については、経済産業省ウェブサイトにて事業者名リストを掲載（現時点において35者を掲載）。
- ・引き続き各種機会を捉え、本取組に参加していただくことで、自主保安の見える化を促し、消費者がガス小売事業者を選択する際の一助とする。

① 経済産業省ウェブサイト

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

文字サイズ
サイト内検索

ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計

政策について > 政策一覧 > 安全・安心 > 産業保安 > 都市ガスの安全 > ガス小売事業者の自主保安の取組状況について

印刷

ガス小売事業者の自主保安の取組状況について

こちらのページでは、「自主保安の取組状況について経済産業省へ情報提供があったガス小売事業者及びその取組」を掲載しております。
自主保安とは、法令で定められたガス機器に関する周知及び調査に加えて、ガス会社が独自に行うガスを安全にお使いいただくための取組です。
消費者の皆様へ、ガス小売事業者の自主保安活動を認識するきっかけにさせていただくとともに、ガス小売事業者を選択する際の参考としていただくことを目的として掲載しております。

また、事業者一覧は、ガス小売事業者からの経済産業省へ任意による情報提供を元に作成しています。情報の提供は、あくまでも事業者の任意によるものであって、本一覧に掲載がないことが自主保安の取組を実施していないことを意味するものではありません。

● ガス小売事業者の自主保安の取組状況の一覧表（2023年6月27日更新）（PDF形式：366KB）
（New!）

上記一覧表の「事業者の取組状況」には、各社ウェブサイトによるもの又はPDFにより説明しているもの

② 事業者名リスト

2023年6月27日時点

事業者名	住所	代表者	代表者電話番号	代表者メールアドレス	代表者Eメール
2005 株式会社	東京都	代表取締役	03-546-1111	代表	
2002 株式会社	静岡県	代表取締役	053-43-2141	代表	represent@
2004 株式会社	神奈川県	代表取締役	046-226-3211	代表	represent@

供給地（都道府県）	事業者の取組状況
東京都	
静岡県	静岡ガス株式会社
神奈川県	厚木ガス株式会社
埼玉県	
大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、岡山県	大阪ガス株式会社
岡山県	

③ 各社の掲載項目

分類	項目
1. 保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント
	(2) 保安管理体制の整備
	(3) 保安教育・訓練の実施等
2. 保安業務	(1) CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)
	(2) ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)
3. 需要家への安全教育・啓発	(1) 需要家への保安啓発活動

(参考) 経済産業省ウェブサイトに掲載しているガス小売事業者リスト

経済産業省ウェブサイトにて掲載のガス小売事業者名リスト (赤字は2025年追加分)

昭島ガス株式会社	九州電力株式会社	大東ガス株式会社	びわ湖ブルーエナジー株式会社
熱海ガス株式会社	京葉ガス株式会社	中部電力ミライズ株式会社	武州ガス株式会社
厚木ガス株式会社	株式会社サイサン	東京ガス株式会社	武陽ガス株式会社
伊奈都市ガス株式会社	西部ガス株式会社	東京電力エナジーパートナー株式会社	北陸ガス株式会社
大阪ガス株式会社	四国ガス株式会社	東部ガス株式会社	北海道ガス株式会社
岡山ガス株式会社	静岡ガス株式会社	東邦ガス株式会社	水島ガス株式会社
小田原ガス株式会社	松栄ガス株式会社	野田ガス株式会社	新発田ガス株式会社
関西電力株式会社	白根ガス株式会社	秦野ガス株式会社	福島ガス株式会社
蒲原ガス株式会社	仙台市ガス局	広島ガス株式会社	

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/anzen_torikumi/file_jisyuhoan/jisyuhoan.html

4. (2) 供給段階のアクションプラン – 他工事事故対策 –

ガス安全高度化計画2030

実行計画の主な状況

共通対策

他工事事故対策等に係る他省庁との連携

他省庁と連携した啓発活動の強化（法令に基づく届出等を通じた啓発活動）

ガス管照会サイトによる事前照会の促進

新たな人身事故事例にもとづく、より効果的な取組みの検討

他インフラ事業者等との連携【スマート保安】

需要家敷地内対策

動画等のツールを活用した他工事事業者、建物管理者等への周知活動の拡大

道路対策

動画等の周知ツールを活用した作業員レベルへの周知・教育の徹底

防護協定の締結

他工事に起因するガス事故の削減のため、他工事事業者に対して、注意喚起を実施

<他工事業者に対する注意喚起リーフレット>



【関係省庁との連携】

・経済産業省は国交省・厚労省に対し、他工事事故防止のため、工事前のガス事業者への照会・工事の際の立会い等の協力要請を実施。

【ガス関係団体への注意喚起】

・経済産業省は日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会に対する注意喚起を実施。
・防護協定未締結企業と協定の締結促進を実施。

【他工事事業者・業界団体等に対する注意喚起の実施】

・国の都市ガス安全情報広報事業によるチラシ、ポスター等を用いて、他工事事業者・業界団体等への周知活動を実施。

関係省庁等への要請

- 2026年3月3日付けで、経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」の協力要請文書を発出。
- 特に建設工事事業者等に対しては、国土交通省及び厚生労働省を通じて、ガス事業者へガス管有無の事前照会、ガス管近くで火気や電動工具の使用を避けること、ガス臭い場合にはガス事業者へ速やかに連絡をすること等を要請。

(参考) 他工事事故防止の周知チラシ (チェックシート形式) の配布実績

	周知先	配布先数	配布枚数
省庁連携※1	建設リサイクル届出窓口 (市区町村の建築課等)	427	約1.7万枚
	道路使用許可申請窓口 (警察本部、警察署)	579	約2.3万枚
	建設機械運転技能講習窓口 (コマツ教習所等)	137	約1.1万枚
団体連携※2	建設業労働災害防止協会	47	約3.5万枚
	全国建設業協会	47	
	全国管工事業協同組合連合会	47	

出典：日本ガス協会調査 (2025年)

※1 47都道府県の一般ガス導管事業者の供給エリア内の届出窓口・警察署・教習機関

※2 日本ガス協会と一般ガス導管事業者が連携して周知を行った建設関連団体 (本部・都道府県支部)

- ほとんどの届出申請窓口や技能講習機関で、当チラシの設置に積極的に協力していただいた。
- ガス事業者が独自に行っている建設関連工事会社等への周知で当チラシを活用。

4. (3) 供給段階のアクションプラン – 経年管対策 –

ガス安全高度化計画2030

実行計画の主な状況

本支管対策

(要対策ねずみ鋳鉄管) 個別事情により残存する路線に対し、優先順位付けに基づいた対策計画を策定し、対策を推進

(維持管理ねずみ鋳鉄管) 対策実施に係る優先順位付けを行い、2025年度までに完了する計画で対策を進める

(腐食劣化対策管) 「本支管維持管理対策ガイドライン」に基づく優先順位付けを行い、維持管理対策を推進

技術開発成果の活用

他省庁と連携した、工事進捗向上に資する規制の合理化

灯外内管対策

(保安上重要な建物) 「供内管腐食対策ガイドライン」の活用等による対策の推進

(保安上重要な建物以外) 業務機会を捉えた周知等による対策の推進

技術開発成果の活用

経年埋設内管の残存状況 (2025年3月末現在)

1 公的施設の残存状況

公的施設	残存量 (本)
学校	11
病院	1
保育園・社会福祉施設	6
警察署・消防署	1
庁舎	11
市営住宅等その他	604
合計	634

2 民間施設の残存状況

建物区分	定義 (例示)	残存量 (本)
1 特定地下街等	1,000m ² 以上の地下街 (商業施設がある大規模地下街)	約230
2 特定地下室等	1,000m ² 以上の地下街 (地階がある大規模商業施設)	
3 超高層建物	高さ60mを超える建物 (超高層ビル (20階以上の建物))	
4 高層建物	高さ31mを超える建物 (高層ビル (10階以上の建物))	
5 特定大規模建物	ガスメーター合計180号以上の建物 (ショッピングセンター等)	
6 特定中規模建物	ガスメーター合計30号以上の建物 (商業ビル、ホテル等)	約920
7 特定公共用建物	病院、幼稚園等でガスメーター合計30号以上の建物 (規模の大きな病院、学校等)	約60
8 工業用建物 (うち鉄筋系建物)	工場用メーターが合計90号以上の建物 (工場等)	約280
9 一般業務用建物 (うち鉄筋系建物)	住居用以外の建物 (1~8を除く) (小規模ビル、学校等)	約23,700
10 一般集合住宅 (うち鉄筋系建物)	住居用でガスメーターが2以上の建物 (マンション)	約8,700
合計		約33,900

※ 経年管：ガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条第1項に定める特定管理管。具体的には、ねずみ鋳鉄管、白管・黒管、アスファルト布巻管等。

※ 経済産業省調べ。2の合計については、各建物区分での四捨五入のため、単純な合計と一致しない場合があります。

4. (4) 災害対策のアクションプラン – 設備対策 –

ガス安全高度化計画2030

設備対策

低圧本支管の耐震性向上（2030年度全国平均95%）

他省庁と連携した、耐震化工事進捗向上に資する規制の合理化の検討

災害対策に係る実行計画

PE管等耐震性の高い導管への取替えを積極的に促進し、低圧本支管の耐震化率の一層の向上を図る。

耐震化率：93.1%、
（参考）PE管率：53.6%（いずれも2025年3月末）

	耐震化率	総延長
全国平均	93.1%	232,900km
北海道	96%	9,400km
東北	89%	12,800km
関東	94%	99,100km
中部	97%	33,500km
近畿	90%	48,300km
中国・四国	95%	13,700km
九州・沖縄	91%	16,200km

※日本ガス協会による全国・地方部会別の集計

【参考】ガス安全高度化計画2030（2021年3月）

○低圧本支管の耐震化率の向上（2030年度95%、全国平均）

4. (5) 災害対策 – 緊急対策 –

ガス安全高度化計画2030

緊急対策

地震時緊急対応システムの更新と訓練の実施

新たな緊急停止基準の確実な運用

マイコンメーター感震遮断の適正化に資する技術検討

津波対策として、製造所作業員の安全を確保するため、これまでの避難訓練や保安教育を継続

実行計画の主な状況

- ガス防災支援システム（G-React）は、令和6年度より日本ガス協会に移管され、同協会により継続運用しており、基礎データの更新を毎年実施。
- G-React、被害状況報告システムを利用した大規模な地震発生時を想定した被害状況報告訓練を日本ガス協会が地方部会ごとに実施。（令和6年9月）
- 令和6年能登半島地震においてもG-Reactを活用し、被害状況の確認・情報共有等を行った。

METI災害情報共有システムG-React

発災直後に供給停止地区を登録・共有

各種EXCEL情報登録

各種EXCEL情報閲覧

大坂ガス.zip

初動・復旧対応を円滑に行うための情報を予め登録⇨発災後共有

- 臨時供給先リスト
- 役割分担（宿舎手配等）
- 高中圧導管図
- 観測SI値 等

5. 共通項目のアクションプラン – 保安人材の育成 –

ガス安全高度化計画2030

共通対策

保安を担う国家資格制度の維持・改善

実行計画の主な状況

ガス主任技術者

【根拠法】ガス事業法

【目的】

- ・ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保

【概要】

- ・ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために必要な資格
- ・ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をすることができる範囲により、甲種・乙種・丙種の資格がある
- ・試験に合格した者が申請することにより、ガス主任技術者免状を取得

【試験実施機関】一般社団法人日本ガス機器検査協会
<https://www.jia-page.or.jp/exam/>

(参考) ガス主任技術者試験合格者数推移 (甲乙丙種合計)



ガス消費機器設置工事監督者

【根拠法】特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律

【目的】

- ・ガス消費機器の設置や変更の工事の欠陥による災害の発生を防止

【概要】

- ・特定ガス消費機器 (下記参照) の設置又は変更の工事施工に係る監督に必要な資格
 - ① ガスふろがま
 - ② ガス湯沸器(暖房兼用のものを含み、ガス消費量は合計したもの)
 - ガス瞬間湯沸器(ガス消費量が12kWを超えるもの)
 - ガス貯湯湯沸器(ガス消費量が7kWを超えるもの)
 - ガス常圧貯蔵湯沸器(ガス消費量が7kWを超えるもの)
 - ③ ①②のガス機器の排気筒及びその排気筒に接続される排気扇(排気用送風機)
- ・「資格講習」又は「認定講習」を受講することにより取得

【講習実施機関】一般社団法人日本ガス機器検査協会
<https://www.jia-page.or.jp/seminars/tokkan/>

5. 共通項目のアクションプラン – 需要家に対する安全教育・啓発 –

ガス安全高度化計画2030

共通対策

ガスの取り扱いや換気の必要性等に関する基本的情報の継続発信

実行計画の主な状況

経済産業省こどもデーを通じた需要家への安全教育・啓発機会の創出



【関係団体・企業との連携】

・毎年夏休み期間中、キッズの皆さんが、経済産業省の仕事を楽しく学べるイベントとして開催してきた「経済産業省こどもデー」を開催。

【関係団体・企業との連携】 2025年の展示例

・一般社団法人日本ガス協会やガス小売事業者等の参加も得て、以下のようなプログラムを実施。

- ①災害時に自動でガスをストップするマイコンメーターの、ガスの供給を復帰するための操作を体験する「マイコンメーターを使ったガスの復帰操作体験 (常設型)」
- ②「カードゲームで遊ぶエコ・クッキング」(参加型)
- ③子供サイズの東京ガスネットワークの制服を着て、記念写真を撮影できる「ガスの制服を着てみよう (写真撮影) (常設型)」
- ④ うんこ先生と考える！地球温暖化対策 (参加型)
- ⑤ ライフラインが止まってしまったとき、身近なものを使って災害を乗り越える知恵と工夫を、みんなと一緒に考える「考える防災教室 (参加型)」
- ⑥ PE管を用いた「万華鏡作り (参加型)」



5. 共通項目のアクションプラン

－ 需要家に対する安全教育・啓発 －

ガス安全高度化計画2030

共通対策

ガスの取り扱いや換気の必要性等に関する基本的情報の継続発信

実行計画の主な状況

9～11月の「ガスと暮らしの安心」運動期間中に経済産業省Xアカウントを使い以下の情報を発信

公開日	内容（）内は12/1時点のインプレッション数	アドレス
9.16	「ガスと暮らしの安心」運動 開始 (7.9千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1968253057856401791
9.22	ガス栓の接続に注意 (9千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1970100105668886992
9.29	飲食店/食品工場向けガス機器使用时注意 (5.6万)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1972643142416622067
10.6	「LPガス消費者保安月間」開始【LP】 (1.2万)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1975129076760559675
10.14	換気が必要 *	https://x.com/meti_NIPPON/status/1978046216144609356
10.20	警報器の設置 *	https://x.com/meti_NIPPON/status/1980198688095166697
10.27	質量販売【LP】 (9.5千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1982736239720869968
11.4	古いガス機器は交換しよう (7.5千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1985670605367361963
11.6	ガス保安功労者経済産業大臣表彰受賞者決定 (7.5千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1986370447152480533
11.10	ガスの種類に合ったガス機器を (7.4千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1987802846931345660
11.17	他工事対策 (8.3千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1990370948420362361
11.25	自主保安の取り組み (7.0千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1993259283451199714

5. 共通項目のアクションプラン –スマート保安の活用–

ガス安全高度化計画2030

実行計画の主な状況

共通対策

スマート保安官民協議会で定めたスマート保安アクションプランの推進【スマート保安】

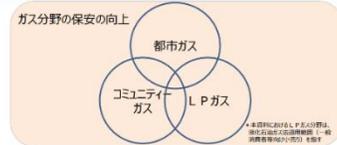
ガス分野におけるスマート保安のアクションプラン

<ガス分野におけるスマート保安のアクションプランの策定>

- 2021年3月31日に、スマート保安官民協議会 ガス安全部会で「ガス分野におけるスマート保安のアクションプラン」を策定
- 技術基準解釈例によらず、業界自主基準化を図ることでスピード感を持ってスマート保安技術を適用することなどを決定

ガス分野のスマート保安

- ガス事業法、液化石油ガス法と法令は異なるが、ガス分野として共通する課題もある
- 事業分野に応じて技術の活用状況や保安の向上に向けて必要な技術など、異なるものも存在
- 事業分野ごとに様々な課題があるが、ガス分野全体としてスマート保安の取組を進めていくことにより、相互に参照できる知見の共有が進み、ガス分野全体の保安の向上に資する



官のアクションプラン：制度の見直し、研究開発・実証支援等

- 保安の高度化に関する政策の基本的な方向性

ガス分野の新技術の洗い出し

- 部会での発表等を利用した発掘等
- 技術の活用等調査
- 技術マップの作成
- 実証実証の促進

ガス分野の新技術対応に向けた規制・制度の見直し

省令・告示等で定める技術基準等に対して総点検を行い、必要な見直しを検討
● ガス事業法、液化石油ガス法に関する必要な見直しを検討

インフラメンテナンス大賞の実施

- 「インフラメンテナンス大賞」は、日本国内における社会資本のメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰することにより、メンテナンス産業の活性化を図り、ベストプラクティスの全国展開、インフラメンテナンスへの国民の意識向上を図るもの（主催：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）
- 都市ガス分野では
 - ✓ 令和5年度に、大阪ガスネットワーク株式会社の「レーザー分光式検知器と専用ナビの活用による漏えい検査の効率化」が内閣総理大臣大賞を受賞
 - ✓ 令和6年度に、東邦ガスネットワーク株式会社の「ガス用ダクタイル鋳鉄管を対象とした非開削入替工法「STREAM工法」とその関連技術の開発」が経済産業大臣賞を受賞

認定高度保安実施事業者制度の創設

- 令和5年12月21日、ガス事業法の政省令、告示改正等を行い、認定高度保安実施事業者制度を施行
- テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者について、安全確保を前提にその保安確保能力に応じて保安規制に係る以下の手続・検査を合理化
 - ① 工事計画の届出の事後届出
 - ② 使用前自主検査は事業者による自主検査のみ（登録ガス工作物検査機関による検査を不要）
 - ③ 主任技術者・保安規程の記録保存
 - ④ 定期自主検査の時期の柔軟化
- 2026年2月20日に、認定高度保安実施一般ガス導管事業者として、東京ガスネットワーク株式会社を認定

